

●香川県告示第261号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	詫間港	経面	<p>1 指定場所 三豊市詫間町詫間字宮の下1338番126地先から三豊市詫間町詫間字経面2102番21地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点6までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点3までを順次結んだ線及び補助点3と基点6とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 本村 （北緯34度13分25.4960秒、東経133度39分49.9409秒） 基点1 基準点から99度33分45秒、985.33メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番126地先の表示杭 基点2 基点1から224度21分12秒、51.37メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番173地先の表示杭 基点3 基点2から310度24分40秒、100.33メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭 基点4 基点3から311度19分23秒、178.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭 基点5 基点4から226度45分33秒、73.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭 基点6 基点5から329度33分54秒、5.98メートル、三豊市詫間町詫間字経面2102番21地先の表示杭 補助点1 基点1から315度16分16秒、53.77メートルの点 補助点2 基点4から27度24分35秒、57.33メートルの点 補助点3 基点6から40度48分09秒、80.05メートルの点</p>